

質 問 回 答 書

2021 年 12 月 8 日

「(案件名)北米・中南米地域中小零細企業能力強化アドバイザー業務」

(公示日:2021 年 11 月 24 日/調達管理番号:21a00835)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P16 第 3 条 プロジェクトの概要	プロジェクト対象地域は、両国の全域でしょうか？	ドミニカ共和国とエルサルバドル両国の全域です。
2	P16 第 3 条 プロジェクトの概要 (6)活動 および P25 第 7 条 業務の内容 (4)長期専門家(ドミニカ共和国)との役割分担	P16 記載のドミニカ共和国における活動のうち、P25 において長期専門家の実施する活動と重複する項目については、基本的には長期専門家が主に実施されるということでしょうか？	ご理解の通りです。この場合であっても、本業務の業務従事者は、長期専門家と適宜情報共有・連携して活動を進めていくことが期待されています。
3	P16 第 3 条 プロジェクトの概要 (6)活動	両国におけるファシリテーター・シニアファシリテーターの養成目標人数の想定はされているでしょうか？	本業務開始時に先方実施機関と協議の上決定する予定ですので、現時点では明確な目標値は設定されていません。なお、前プロジェクト(2016 年～2019 年:CECAPRO 専門家によるファシリテーター育成)では、36 カ月のプロジェクト期間において、それぞれ、ドミニカ共和国においてはファシリテーター15 名、シニアファシリテーター8 名、エルサルバドルにおいてはファシリテーター16 名、シニアファシリテーター9 名が育成されました。

4	P17 第 3 条 プロジェクトの概要 (6)活動	活動 3-1 において「中米・カリブ地域生産性ネットワーク会合において知見共有を行う」とありますが、開催地まで赴く必要がある場合、旅費・航空賃、コロナ関連費用の見積を計上する必要がありますでしょうか？また、業務従事者の同行は求められるでしょうか？	中米・カリブ地域生産性ネットワークにおける会合等の計画を踏まえ、本業務での具体的な活動を検討することとし、現時点では旅費・交通費等の見積もり計上は行わず、必要に応じ、打合簿で確認、変更契約を行うこととします。
5	P17 第 3 条 プロジェクトの概要 (6)活動	活動 3-2 において、「シニアファシリテーター、ファシリテーターを第三国へ派遣する」とありますが、ファシリテーター・シニアファシリテーターの旅費・航空賃・コロナ関連費用等を見積に計上する必要がありますでしょうか？派遣期間は1回1国あたり何日程度を想定されているでしょうか？本活動について、業務従事者が同行することが求められるでしょうか？また、派遣先関係機関との連絡・調整は誰が実施するのでしょうか？	<p>以下のとおり、シニアファシリテーター等の派遣に要する経費を見積書に計上ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年1回(活動期間中計3回)、2名を派遣。 ・エルサルバドルから第三国(同3か国)への派遣 ・各国1回の滞在期間は5日間程度を想定。 ・航空賃と日当・宿泊料を計上(第三国内で発生する車両関連費は長期専門家が対応)。 ・業務従事者の同行は想定なし。 ・長期専門家が中心となって、派遣先の JICA 事務所等と連絡・調整を行う想定。 <p>なお、コロナ関連費用については、現時点で見積書には計上せず、契約交渉時に確認します。</p>
6	P17 第 3 条 プロジェクトの概要 (6)活動	活動 3-3 において、「中米統合機構 SICA と連携し、ネットワーク効果を最大限に発揮する」とありますが、具体的にどのような活動の実施を想定されているでしょうか？	<p>育成されたファシリテーター、シニアファシリテーター人材の中米域内(ニカラグア、ホンジュラス、グアテマラ、ドミ共、エルサルバドル)での活用を想定していますが、具体的な活動案は、本業務にて検討いただく予定です。</p> <p>域内で知見共有、育成人材の派遣を行うことにより、ファシリテーター・シニアファシリテーター育</p>

			成事業の持続性を確保したいと考えています。
7	P19 第6条 実施方針及び留意事項 (2)業務実施体制	「本案件は、対象2カ国からの個別専門家派遣にかかる支援要請を踏まえてコンサルタントを派遣するものであるため、各コンサルタントが出張を行う際には、同一国において現地渡航期間の重複が生じないように配慮が必要となる」とありますが、例えば、遠隔でzoom等を活用し、会議や研修等を行う際、複数の業務従事者が同一会議・研修に同時出席することは差し支えないでしょうか？	差し支えありません。
8	P21 第7条 業務の内容 (1) 案件全体のマネジメントに対する業務 ① ワークプラン ② 個別案件進捗報告書 ③ 業務完了報告書	P21に記載のワークプラン、個別案件活動進捗報告書、業務完了報告書作成に関し、ドミニカ共和国およびエルサルバドル向けそれぞれの報告書を作成する必要があるでしょうか？それとも両国の情報を1つの報告書に纏めることを想定されているでしょうか？	西文や英文で作成いただく報告書は、先方実施機関や現地で活用されることが想定されるため、国ごとに作成ください。和文で作成いただく報告書は1つにまとめていただいて差し支えありません。
9	P22 第7条 業務の内容 (2)ドミニカ共和国の活動に関する業務	「ドミニカ共和国に派遣されている長期専門家と協働し以下の活動((ア)～(カ))を行う」とされています。他方、長期専門家活動期間(予定)は、2022年6月～とされています(p24)。P22に記載の活動は、長期専門家の着任を待って実施することになるでしょうか？	長期専門家の着任を待つ必要はありません。適宜、事業実施部門(経済開発部)へ報告いただきながら、業務を実施いただきます。
10	P22 第7条 業務の内容 (2)ドミニカ共和国の活動に関する業務	「(ウ) コロナ禍における事業実施の継続性を確保するため、遠隔ツールやオンラインプラットフォームを事業に導入することを検討する」とあります。遠隔ツールやオンラインプラットフォーム	遠隔ツールやオンラインプラットフォームのコンテンツ開発については、その必要性や開発後の維持・管理の可能性を十分検討の上、本業務において開発することが必要と判断される場合、

		の導入に関する活動の一部について、現地再委託を活用すること、あるいは業務従事者が開発する場合に必要な経費を計上することは可能でしょうか？	別途、打合簿を作成、契約変更を行うこととします。
11	P27 第 4 章 業務実施上の条件 (4)対象国の便宜供与	対象国の便宜供与として、C/P の交通費・旅費が挙げられていますが、業務従事者の国内移動に際しては、車両備上とそのための予算見積が必要になるでしょうか？	業務従事者の現地国内移動に関しては、車両関連費等により見積書への計上をお願いします。
12	P27 第 4 章 業務実施上の条件 (4)対象国の便宜供与	両国で執務する際、コピー機、プリンタ等は相手国機関所有のものを利用可能でしょうか？別途見積計上すべきでしょうか？	専門家執務スペースに含まれ、相手国実施機関所有のものを利用可能です。
13	P27 第 4 章 業務実施上の条件 (5)その他留意事項	見積において、コロナ対策関連費の計上(海外旅行保険、現地における感染対策に要する費用、帰国後の専用車備上費・一時隔離の際の日当・宿泊費等)はできるでしょうか？	企画競争説明書 5 頁の第 1 章 8(6)見積書の 5)に記載の通り、見積書には、これら経費を計上いただく必要はありません。契約交渉において確認させていただき、必要な経費を計上し、契約締結を行う予定です。

以上